

報 告 第 2 6 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年12月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

市長及び副市長の給料の特例に関する条例

⑤

処 分 書

専 決 第 7 号

市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について

市長及び副市長の給料の特例に関する条例を次のとおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年9月27日

新居浜市長 石川 勝 行

## 市長及び副市長の給料の特例に関する条例

令和元年10月1日から同月31日までの間における市長及び副市長（統括）の給料の月額、新居浜市特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に掲げる額とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和元年10月31日限り、その効力を失う。